

日常生活自立支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本事業は、認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が不十分なものが地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行うことを目的とする。社会福祉法第2条第3項第12号に定める福祉サービス利用援助事業、当該事業に従事するものの資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業（これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。）の実施内容等を定めるものである。

2 前項の実施に当たり、社会福祉法人京都市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市社協とする。

2 実施主体は、本事業の一部を各区社会福祉協議会に委託できるものとする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容については、厚生労働省社会・援護局長通知「日常生活自立支援事業実施要領」に従い実施するものとする。

2 その他必要な事項については、京都市と市社協の協議のもと、別途定める。

(交付の対象)

第4条 補助金は、日常生活自立支援事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

（1）人件費

（2）事務費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に定める経費のうち市長が必要と認める額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(交付の時期)

第6条 補助金は概算払とすることができます。

(交付の申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、日常生活自立支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 定款
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第8条 市長は、条例9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(事業完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、日常生活自立支援事業実績報告書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の地域福祉権利擁護事業補助金交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧交付要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月21日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の地域福祉権利擁護事業補助金交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）に基づき、平成24年2月29日までに交付決定を行った補助金については、旧交付要綱の規定は、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

（あて先）京都市长

所在地
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
会長 印

平成 年度日常生活自立支援事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、日常生活自立支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付資料

- (1) 定款
- (2) 平成 年度事業計画書及び収支予算書

4 事業開始及び完了予定期日

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

第2号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

（あて先）京都市长

所在地

社会福祉法人京都市社会福祉協議会
会長

印

平成 年度日常生活自立支援事業補助金に係る事業の実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助金に
係る事業について、日常生活自立支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、
下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 完了年月日 平成 年 月 日

3 添付書類
平成 年度事業報告書及び収支決算書